

平成15年10月1日から
戸籍届出時に届出人の本人確認を行います

最近、全国的に第三者による婚姻や養子縁組等の虚偽の戸籍届出事件が発生しています。本町では、このような虚偽の届出を未然に防止し、併せて戸籍の記録の正確性を確保するため、法務省の通達により、次の戸籍届出をされた届出人等に対し、運転免許証等で本人確認をするようになりましたので、趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いします。

- 1. 本人確認を行う届出の種類 婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届
 - 2. 本人確認の対象者 届書の届出人又は使者
 - 3. 持参していただく証明書等 運転免許証・パスポート・その他官公署の発行する顔写真付きの身分証明書 ※健康保険証などの顔写真のついていないものは提示できません。
 - 4. 本人確認ができない場合 身分証明書をお持ちでない方又は、届出時に持って来るのを忘れた方等で、本人確認ができない場合、また、届出をされた方が使者の場合や郵送による届出の場合は、後日、届出人に対し、届出を受理した旨の通知をすることにしています。
- 上記の身分証明書をお持ちでない方も戸籍届出はできますので、住民課窓口にお申出ください。

▽問い合わせ 役場住民課住民年金係 59-3111 (内線121)



●国民年金●

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。保険料を納め続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられます。しかし、長い人生には思いがけない病気や失業などで保険料を納めることができない場合があります。そのような人のために、「保険料免除制度」があります。

保険料免除制度には、法定免除と申請免除の2種類があり、法定免除は、障害基礎年金を受けている人や生活保護法に基づく生活扶助を受けている人などが該当し、申請免除は、前年の所得が少ないなど経済的な理由で保険料を納めることが困難な人が該当します。また、失業などで保険料を納付することが困難であると認められる人も、特例的に免除申請することができます。

保険料が納められないときは「保険料免除」の申請を

なお、申請免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、半額が免除される「半額免除」があります。

申請免除は、どなたでも承認されるのではなく、家族構成などにより、免除となる所得が基準額を下回る場合に承認されます。

免除の承認期間は、申請月の前月から翌年の6月までです。免除を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額を計算する場合、保険料を納付した期間と比べると、全額免除の期間は3分の1、半額免除の期間は3分の2に減額されます。このため10年以内であれば、免除された保険料を納めることができる「追納制度」があります。この制度により年金額の減額を防ぐことができます。

役場の窓口にて随時免除申請を受け付けております。失業中の人は離職票をお持ちください。

☆保険料免除申請受付中☆・・・役場窓口まで



町では、町民が明るく健康で生きいきとした生活が送れるように、様々な福祉サービスを行なっています。今回は、児童扶養手当・特別児童扶養手当制度・ひとり親家庭医療費助成制度についてお知らせします。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

児童扶養手当制度とは、父母の離婚などによって父親と生活を共にしていない児童や、父親が重度の障害の状態にある児童を監護している母親、または母親に代わってその児童を養育している人に手当を支給する制度です。ただし、公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給中の方、児童が福祉施設などに入所中の場合や、所得が一定額以上の場合には、支給されません。なお、支給要件に該当した日から5年を過ぎた場合には請求ができなくなりますのでご注意ください。（平成15年4月1日から法改正により平成10年4月2日以降に支給事由が発生した場合は、5年の時効はありません。）

また特別児童扶養手当制度とは、身体や精神に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、または父母の代わりにその児童を養育している人に手当を支給する制度です。

▽問い合わせ 住民課福祉係 ☎59-3111 (内線127)

◎児童扶養手当

全部支給額（月額）	
児童 1 人	42,370円
児童 2 人	47,370円
児童3人以上	1人当たり3,000円の加算額

一部支給額
所得に応じて月額42,360円から10,000円まで10円きざみの額です。具体的には、次の算式により計算します。
手当額＝42,360円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.0187052

◎ 特別児童扶養手当（平成15年4月より改正になりました。）

全部支給額（月額）	改正前	改正後
1級該当児童	51,550円	51,100円
2級該当児童	34,330円	34,030円

ひとり親家庭医療費助成制度

母子・父子世帯及び父母のいない児童に医療費を助成する制度です。ただし、所得制限があります。

問い合わせ 住民課福祉係 59-3111 (内線127)